

# 【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

— 一次回来所時にお持ちいただく資料 —

お名前： \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに、次の書類をご提出ください。

## 1. 初診日の確認のために参考にさせていただく書類

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>		

新たに交付・作成費用のかかる資料をご準備いただく場合には当窓口  
担当者に十分ご確認のうえ入手・取得するようにしてください。

### 問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

裏面に続く

## 2. 初診日の確認のために参考にさせていただく書類の具体例

書類		確認できること	交付申請する機関など
①	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等	お住まいの市区町村の福祉課等
②	身体障害者手帳等の申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、傷病の経過等	●お住まいの市区町村の福祉課等 ●診断書を書いてもらった医療機関
③	生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、傷病の経過等	診断書を提出した生命保険会社等
④	交通事故証明書★	交通事故が原因である場合、事故発生年月日	●自動車安全運転センター ●警察署
⑤	労災の事故証明書★	事故発生年月日、療養開始日等	労働基準監督署
⑥	事業所の健康診断の記録	健康診断の受診日	●勤務先 ●健康診断を受けた医療機関
⑦	インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー	傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等	インフォームド・コンセントによる医療情報サマリーを発行した医療機関
⑧	健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）	初診日に係る健康保険の給付記録	初診日に加入していた健康保険組合や健康保険協会
⑨	次の受診医療機関への紹介状	前医の医療機関名、受診機関、診療内容等	紹介状を書いてもらった医療機関
⑩	電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）	初診日、診療科、傷病名	初診日の医療機関等
⑪	お薬手帳、糖尿病手帳、領収証、診察券（可能な限り診察日や診療科がわかるもの）	●お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ●糖尿病手帳：手帳を発行した医療機関、血糖値などの検査数値 ●領収証：受診日、診療科等 ●診察券：発行日（受診日）、診療科等	●お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ●糖尿病手帳：手帳を発行した医療機関 ●領収証：初診日の医療機関等 ●診察券：初診日の医療機関等
⑫	複数の第三者証明	初診日	初診日を証明することができる第三者

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

# 【国民年金】 障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

## 1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>年金請求書（国民年金障害基礎年金）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当窓口</li> <li>・日本年金機構</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<b>基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<b>預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等</b> ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合、公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込を希望する金融機関</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<b>戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）★</b> ※年金請求書で個人番号（マイナンバー）を記入済みの方は省略可 ※謄本（戸籍の全部事項証明書）および、住民票（住民票の記載事項の証明書）添付の場合は不要 ※受給権発生日以後、提出日から6ヵ月以内のもの（事後重症の場合は、請求日以前1ヵ月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[ ] 番窓口</li> <li>・[ ] 市役所出張所</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<b>医師または歯科医師の診断書（ ） 枚</b> ※所定の様式あり ※障害認定日より3ヵ月以内の現症のもの。 ※事後重症請求の場合は年金請求日前3ヵ月以内の現症のもの ※障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3ヵ月以内の現症のもの）も併せて必要となります （1. 眼 2. 聴覚 3. 肢体 4. 精神 5. 呼吸器 6. 循環器 7. 腎肝糖 8. その他） ※20歳前に初診日がある請求の場合は、20歳の誕生日又は障害認定日前後3ヵ月以内の診断書が必要となります	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当窓口</li> <li>・年金事務所</li> </ul> ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>	<b>受診状況等証明書</b> ※診断書作成医療機関と初診時の医療機関が異なる場合に提出 <b>受診状況等証明書が添付できない申立書</b> ※受診状況等証明書を提出できない場合のみ、初診日の確認ができる参考資料（写）を添付して提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当窓口</li> <li>・年金事務所</li> </ul> ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>	<b>病歴・就労状況等申立書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当窓口・年金事務所</li> </ul>

裏面に続く

# 【国民年金】 障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

## 2. 18歳到達年度末までのお子様がいる場合

(20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む)

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）または本人と子の戸籍の抄本（記載事項証明書）★</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [            ] 番窓口</li> <li>・ [            ] 市役所出張所</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<b>世帯全員の住民票★</b> ※個人番号（マイナンバー）を記入されたときは、添付を省略できる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [            ] 番窓口</li> <li>・ [            ] 市役所出張所</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	<b>子の収入が確認できる書類（所得証明書★、課税（非課税）証明書★、源泉徴収票★）</b> ※令和 [            ] 年1月～12月の所得に関するもの ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合 ※生計維持関係確認のため ※義務教育終了前は不要 ※高等学校等在学中の場合は在学証明書★または学生証等 ※個人番号（マイナンバー）を記入されたときは、添付を省略できる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [            ] 番窓口</li> <li>・ [            ] 市役所出張所</li> <li>・ 事業主</li> </ul> ※令和 [            ] 年1月1日に住民登録した市区町村で発行
<input type="checkbox"/>	<b>子に係る医師または歯科医師の診断書</b> ※20歳未満で障害の状態にあるお子様がいる方が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当窓口</li> <li>・ 年金事務所</li> </ul> ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>		

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

# 【国民年金】 障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

## 3. 障害の原因が第三者行為の場合

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>第三者行為事故状況届</b> ※所定の様式あり	・ [            ] 番窓口 ・ [            ] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	<b>交通事故証明★または事故が確認できる書類</b> ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写し など	・ 自動車安全運転センター
<input type="checkbox"/>	<b>確認書・同意書</b> ※年金の受領後に損害賠償金を受領した場合は、その額に 応じ年金が停止されることを承知している旨の「確認書」、 損害保険会社等への照会に係る「同意書」 ※所定の様式あり	・ [            ] 番窓口 ・ [            ] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	<b>被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類</b> ※源泉徴収票★、健康保険証の写し、学生証の写し等	—
<input type="checkbox"/>	<b>損害賠償金の算定書</b> ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの	—
<input type="checkbox"/>		

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

# 【国民年金】 障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

## 4. その他

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>委任状</b>	・当窓口 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	<b>窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの</b> (運転免許証、パスポート等)	—
<input type="checkbox"/>	<b>請求事由確認書</b> ※障害認定日から1年以上経って、障害認定日による請求と同時に事後重症による請求をする場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	<b>初診日に関する第三者の申立書</b> ※初診日が確認できる書類が添付できない場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	<b>請求者本人の所得証明書★</b> ※20歳前障害の場合 ※個人番号（マイナンバー）を記入されたときは、添付を省略できる場合があります。	・ [            ] 番窓口 ・ [            ] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	<b>年金受給選択申出書</b> ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	<b>年金裁定請求の遅延に関する申立書</b> ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	<b>年金加入期間確認通知書</b> ※共済組合に加入されていた期間がある方のうち、提出が必要とされる方	・年金事務所
<input type="checkbox"/>		

※請求しても年金に該当しない場合がございます。

その場合の診断書作成費用等はお返し致しかねます。ご了承ください。

### 問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇